

石垣市まち・ひとづくり支援センター設置条例

(設置)

第1条 市民の相互扶助精神による市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、石垣市まち・ひとづくり支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
石垣市まち・ひとづくり支援センター	石垣市字登野城小波本1366番地1

(入居団体)

第3条 センターに入居する団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 石垣市又は石垣市を含む八重山圏域の地域福祉の向上を目指す団体
- (2) 石垣市又は石垣市を含む八重山圏域の社会教育、生涯学習を实践する団体
- (3) その他市長が認める団体

(入居の許可)

第4条 センターに入居しようとする団体は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(入居の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する団体には、入居の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる団体
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある団体
- (4) その他センターの管理運営上支障があると認められる団体

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条第1項の許可を受けた団体（以下「入居団体」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(入居の許可の取消し等)

第7条 市長は、入居団体が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は入居の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 入居許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当すると認めるとき。

(4) 入居団体の活動が停止又は休止若しくは著しく停滞したとき。

(5) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(職員の立入り)

第8条 入居団体は、その使用中の場所に市職員等が職務執行のために立ち入ることを拒むことができない。

(原状回復)

第9条 入居団体は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第7条の規定により使用を停止され、又は使用を取り消されたときも、また、同様とする。

(賠償責任)

第10条 入居団体が建物、設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、損害額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、別に規則で定める。